

令和3年 第2回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 3年 5月11日 開会

令和 3年 5月11日 閉会

大 樹 町 議 会

令和3年第2回大樹町議会臨時会議録（第1号）

令和3年5月11日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 1号 専決処分した事項の報告について
- 第 6 議案第 29号 教育長の任命について
- 第 7 議案第 30号 大樹町税条例等の一部改正について
- 第 8 議案第 31号 大樹町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 9 議案第 32号 令和3年度大樹町一般会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第 33号 財産の取得について
- 第11 議案第 34号 財産の取得について
- 第12 選任第 1号 常任委員の選任について
- 第13 選任第 2号 議会運営委員の選任について

○出席議員（12名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範
10番 志 民 和 義	11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
企画商工課参事	大 塚 幹 浩
住 民 課 長	佐 藤 弘 康

保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立
尾田認定こども園長兼学童保育所長
保健福祉課参事
農林水産課長兼町営牧場長
町営牧場参事
建設水道課長兼下水終末処理場長
会計管理者兼出納課長
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

井 上 博 樹
瀬 尾 さとみ
松 木 義 行
梅 津 雄 二
水 津 孝 一
瀬 尾 裕 信
明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長
学 校 教 育 課 長
社 会 教 育 課 長 兼 図 書 館 長

板 谷 裕 康
乾 飛 鳥
清 原 勝 利

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長

穀 内 和 夫
吉 田 隆 広

<監査委員>

代 表 監 査 委 員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
主 事

小 森 力
八重柏 慧 峻

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、令和3年第2回大樹町議会臨時議会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において

3番 吉岡 信弘 君

4番 西山 弘志 君

5番 村瀬 博志 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長 菅敏範君。

○菅議会運営委員長

本日5月11日午前9時から議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したのでご報告いたします。

本臨時会の提出案件は、専決処分の承認が1件、人事案件が1件、条例の一部改正が2件、補正予算が1件、財産の取得が2件、常任委員の選任が1件、議会運営委員の選任が1件であります。

これらの状況を考慮、検討した結果、会期は本日1日間とし、日程はお手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようお願い申し上げます、委員会報告を終わります。

○議長

委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は、省略いたします。

◎日程第3 会期決定

○議 長

日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、令和3年3月2日開会の第1回町議会定例会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の新型コロナウイルス感染症関連についてであります。ワクチン接種の予約状況につきましては、4月19日から受け付けを開始し、受付当初は電話が繋がらないなど、ご迷惑をおかけいたしました。5月10日、昨日現在、対象となる65歳以上の高齢者1996名のうち、1745名、87.4%の申込みが済んでおります。

また、5月1日から予定をしておりました65歳以上の高齢者ワクチン接種につきましては、ワクチンの到着が5月1日になったことから、5月1日に予定をしておりました60名を5月3日から5日の3日間に振り分け、町立病院で行っており、昨日現在、5月10日現在で637名、31.9%の方の接種が完了いたしました。

今後は、森クリニックと大庭医院での接種も予定しておりますが、引き続き、スムーズに接種が行われるよう、必要な対策を講じてまいりたいと思っております。

2番目の生花簡易郵便局の開局についてであります。日本郵便が運営していた生花郵便局が3月31日をもって閉局となったことから、町が簡易郵便局として受託し、4月9日から旧生花郵便局舎をお借りして開局をしております。

運営については、週4日勤務する会計年度任用職員1名と、週1日は、事務補助職員として、町の職員が従事しております。

3番目の協定の締結についてであります。帯広開発建設部が施工している一般国道236号、高規格幹線道路、大樹広尾道路工事で、令和2年度第三次補正により予算措置が行われ、歴舟川より帯広側区間の工事を行う運びとなっております。

この工事の施行に伴い、水道施設が支障となるため、支障物件を移転する物件補償となり、今後、移転に関する協定の締結を行うので、報告をいたします。

協定の名称は、一般国道236号、高規格幹線道路、大樹広尾道路工事に伴う支障物件、水道施設移転の協定、締結先は、帯広開発建設部、締結年月日は令和3年5月12日以降、協定の内容と位置については記載のとおりでありますので、後ほどお目通しをお願いをいたします。

4番目の計画の策定についてであります。大樹町障がい者保健福祉計画・第6期大樹町障がい福祉計画及び第2期大樹町障がい児福祉計画策定につきまして、策定委員会委員長からご答申をいただきました。

本計画は、ともに支え合い、誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを基本理念とし、障がいのあるなしに関係なく、全ての人がお互いに尊重して支え合い、社会の一員として生き生きと暮らしていける地域を目指すものとなっております。

5番目の航空宇宙関係についてであります。4月22日から5月10日まで、電気通信大学が飛行ロボットの自律飛行制御実験を実施しております。

また、4月20日には、北海道スペースポートの運営を担うスペースコタン株式会社が、大樹町及び6つの企業等の出資により設立され、翌21日には札幌市において、北海道、北海道経済連合会、HASTICなどの関係者同席のもと、北海道スペースポート新会社設立記者発表会を実施、開催しております。

6番目の財産の取得についてであります。大樹町字幸徳の土地を道路用地として、2名の方から取得をしております。

内容については、後ほどお目通しをお願いいたします。

7番目の財産の処分についてであります。尾田地域の処分地、1区画、2室、建物つきの物件を法人に売却をしております。

内容については、お目通しをお願いいたします。

8番目の委員等の委嘱についてであります。広尾保護区の保護司として、2名の方が法務大臣から委嘱を受けており、行政相談員として1名の方が、総務大臣から委嘱を受けております。

また、大樹町まちひとしごと創生総合戦略推進会議委員と大樹町都市計画審議会委員を記載のとおり、ご委嘱を申し上げます。

9番目の入札執行関係ですが、指名競争入札により、工事請負契約を7件、業務委託契約を16件、物品購入契約を8件、それぞれ記載のとおりの内容で契約を締結しております。

10番目の地域おこし協力隊の委嘱であります。地域活性化推進員として2名地域プロジェクトマネージャーとして1名をそれぞれ委嘱しております。

11番目の人事関係、12番目のその他、来庁者、会議出席等につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1番目の教育委員会の人事関係についてであります。3月31日付けで1名の退職者の発令4月1日付で新規採用1名、分掌替は8名及び、4名の出向者の発令を行っております。

2番目の地域おこし協力隊ですが、4月1日付で新たに1名を委嘱しております。

3番目のその他会議出席等については、主なものを掲載しております。

後ほどお目通しをお願いいたします。

簡単ですが、以上で教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

穀内農業委員会長。

○穀内農業委員会長

続きまして、農業委員会行政報告につきまして、ご報告申し上げます。

1の人事関係についてでございますが、令和3年4月1日付けの人事異動の発令で大樹町からの執行のあった2名をはじめとして、事務局長以下5名の職員の事務分掌替などを行っております。

異動者及び事務分掌替は、報告書に記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目通し願います。

以上で農業委員会行政報告を終わります。

○議 長

行政報告が終わりました。

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

新型コロナウイルスの接種状況についてお伺いしたいと思います。

予約の方1745人ということで既に10日現在で637名で31.9%の方が終了しているということなんですが、高齢者が終わったら順次、持病の方とか一般の方でやれるところからやるよというような報道もあったんですが、私達の町では、今どのような1日当たりの接種人員ですとか、高齢者の終了予定なんかはどのようにお考えでしょうか。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

高齢者の2回目の接種の終了時期ということで、今のところ2回目までを、希望される

高齢者が終了するのが7月下旬近くになるかとは思いますが、ただ、医療機関によっては、予約のまだ空いてるところもあるので、そういうところに、少しずつ次の段階の方と
かっていうことで基礎疾患を持つ方とかっていうことで、国としては6月下旬ぐらいから
順次お知らせをしていきなさいというふうな流れになろうかと思いますが、高齢者につき
ましては、先ほど申しましたように7月いっぱい大体終了を目処としております。

1日の接種人員につきましては、今のところですね、大体、その日にもよるんですけども、施設とかございますので、そういう大人数やるときには1日200人近くなる場合
もあります、平均すると、6月ぐらいになりますと、1日百二、三十人ずつとか、もう
少し増えるかもしれないんですけども、平均すると大体百二、三十人、150人くらい
ずつとかっていうふうになっていくかと思っております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

同じく、新型コロナ感染関係で、1点だけ。高齢者の今やってる対象者のですね、87.
4%、申込み済みということでございますけども、残りの12.6%ですか。100%が
いいんでしょうけども、打ちたくないという人もいる中で、何か理由とか、もし、把握さ
れているのであればその辺お願いします。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

今、申し込まれてない方の状況ですが、こちらで把握しているところでは、長期入院で、
町外の病院に入院されている方ですとか、アレルギーの症状が持っていて、ちょっと打つ
のに抵抗があるということで、申込みませんということで、一旦申し込まれた方も、キャン
セルというふうになられる方もいらっしゃいますので、そういう疾患をお持ちの方で、
ちょっとちゅうちょされていたりとか、事情として、接種会場に行かれない方とかってい
うような方が多いかと思っております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

船戸健二君。

○船戸健二議員

僕も新型コロナウイルス関連なんですが、予防接種を1回目を受けた方で、現在までに
体調不良などの相談の有無があるのかどうかお聞きします。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

打たれた方で実際にらいふのほうで受けた相談としては接種した部位がちょっと晴れたとかってというような、軽い相談は受けております。受けた方ではちょっと微熱が出たりとか倦怠感があったりとかってというような方もいらっしゃるが国のファイザーの副反応の出現というのと同じような形での反応です。特別重篤になるような副反応というのは、現在のところ、見られておりません。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

2ページの航空宇宙関係について、4月20日のスペースコタンの株式会社設立（大樹町）ですけど、多分大樹町に会社を事務所を構えたと思うんですけども、会社登記する人の登記した場所はどこなのか。事務所をどこに構えてるのか、まず1点目。

2点目ですけども、今回の会社役員、社長さんは、新聞報道してんですけどほかの役員さんはどういった方がどういう形で、専従でいるのか、執行で危惧されるのか、それについてお聞きしたいのと。

あともう1点ですけども最終的に資本金は、先ほど町長の説明がありますという6社ですけども、この間の前回の議会のときは、質問した時は数社数千万という形でやるという答弁いただいたんですけども、最終的に総額何ぼの資金、資本金でスタートするのかまずそれを聞きたいんですけど。

○議 長

大塚企画商工課参事。

○大塚企画商工課参事

スペースコタン株式会社、4月20日に設立されておりますけれども、登記上の住所につきましては、大樹町芽武183番地1の歴舟コミュニティーセンターの場所となっております。

スペースコタン社のメンバーですけども議員おっしゃるとおり、代表取締役社長兼CEOには小田切し、それからそのほかのメンバーとしましては取締役兼COOの大出氏、取締役兼CTOの干場氏、取締役兼CMOの中神氏の社内取締役4名と、帯広信用金庫相談役の増田氏、エア・ウォーター北海道代表の唐渡氏、川田工業社長の川田氏の3名の社外取締役、計7名の取締役、それと、十勝毎日新聞の林社長の監査役という役員体制となっております。

資本金につきましては、先ほど申し上げた、町のほうから2,000万円。それから、そのほか民間企業6社から資本金をいただきまして合計7,600万円の資本金でスタートする形になっております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

気になるのが資本金が7,600万円スタートしたんですけども、会社役員として、いろいろ肩書言われたんですけども、給与ってどこから出るのか、ちょっと先ほど質問したんですけど、このことは全員、専従というか、所属ではないですね、多分執行職員もいるんじゃないかと思うんですけど、その勤務体制はどうなってんのかその給与の出どころはどうなってるのかそれについて聞きたいのと、もう1つは、当面収益が会社設立したんですけども、当面収益はないですよ。当面どうやって事業を運営していくのか、それについて聞きたいと思います。

もう1つ追加ですけども、7ページの地域協力隊の関係ですけども、委嘱で地域活性化推進委員2名、地域プロジェクトマネージャー1名ですけども、この活動の違い、委員の違い、それから活動内容はよくわからないんですけどそれについてお聞きしたい。

○議 長

大塚企画商工課参事。

○大塚企画商工課参事

先ほど申しあげましたスペースコタン株式会社のメンバーの給与関係のお話ですけれども、先ほど申しあげた4名の社内取締役のうち、干場氏と中神の2名につきましては、IST社の社員とスペースコタン社の役員を兼務する形になりまして、給与につきましては、両者の間での取決めで決まるというふうに聞いております。それから、小田切社長につきましては、役員報酬という形でスペースコタンから支払われると聞いております。それから大出氏につきましては先ほど議員からの質問がありました地域プロジェクトマネージャーとして、役場の非常勤の会計年度任用職員として、採用をしておりますので、役場の非常勤職員としてのプロジェクトマネージャーとしての役割に対する、給与補助の部分とスペースコタン側からの報酬がある形になるかと思っております。小田切社長についてはスペースコタンからの役員報酬のみというふうに聞いております。

それから当面の事業の費用についてはどのような形にするのかということですけども、議員おっしゃるとおり当面の間、収益事業というのはなかなか見込めないところでありまして射場が出来まして、その使用者から使用料を得る形を経営が本来の事業ですけれども、当面の間につきましては、7,600万円の資本金を活用する形と、それから、役場で出来ない部分というのを射場の設計、適合認定に向けた技術的な検討であるとか、後ほどありますけれども、様々な役場で出来ない部分というのを、スペースコタンに委託委任する形を考えておりますので、その事業費などで賄っていく形になるかと思っております。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

地域おこし協力隊の委嘱についてでございますけども、7ページのほうに3名の地域おこし協力隊の委嘱について記載をさせていただいております。地域活性化推進員については2名、そして地域プロジェクトマネージャー1名ということで、地域活性化推進員につきましては、これまで当町におきましても、地域おこし協力隊として作業させていただいております。大樹町における地域の活性化の取組に対して採用している部分でございます、長谷川彩さんにつきましては、昨年からの引き続きの再任の2年目ということにしております。牛島寛尊さんにつきましては、観光振興における地域おこし協力隊のということで採用という形で今回新たに5月1日から採用させていただきまして、アウトドアツアーの企画やネイチャーガイドなど、大樹町の特色を生かしてですね、自然体験型観光コンテンツの充実に向けた取組を進めていくという部分で、今回5月1日から採用をさせていただいております。地域プロジェクトマネージャーの大出大輔さんにつきましては、5月1日から作業させていただいておりますが、国のほうで、令和3年4月からですね、他に、こういう地域プロジェクトマネージャーという、地域おこし協力隊の制度が出来まして、そこに関わる部分ですね、今回、航空宇宙の分野に取り組んでいただく方をですね、採用させていただきたいということでございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ちょっと今気になるのは、人件費の関係ですね。先ほど言いましたように当面は収益がないんですよ。射場が出来て飛ばないと収益入ってこないと思うんですけど、当面の間はその資本金7600万と、うちの会計任用職員っていう形で、やるんですけども、これも大体7600万だったら、大体もう何年もしないうちに底をつきそうな気するんですけども、これ役員報酬とか給料っちゅうか、年間どのぐらいの会社だから言わなくていいのかわかりませんが、恐らくそんなに遠くないときに、資本金に底をついちゃうんじゃないかと早めに収益が出ればいいんですけども、今の状況ではなかなか厳しいんじゃないかと思うんですけど、そういうの運営上に問題は、大丈夫なのかということを再度お聞きしたいんですけども。

もう1つ気になるのは、先ほどの登記場所ですね。芽武183番地1旧歴舟小学校ですけども、そこはですね、国の特定財源を使って、集会場施設でやってるんですけども、国の制度上、そこに民間に貸付けても問題がないという解釈でよろしいんですよ。ちょっと、お聞きしたいです。

最後にもう1点。教育委員会ですけども、3ページの、4月の22日の公立高等学校配置計画地域別検討協議会（Web会議）ですけども、我々大樹高校1間口で大変厳しい状況なんですけども、Web会議の中で、それを1間口2間口の関係で、相手側とどうい

内容を話されたのか、それについて最後お聞きします。

○議 長

大塚企画商工課参事。

○大塚企画商工課参事

スペースコタン社の人件費のお話ですけれども、基本的に役員の報酬につきましては、各会社の株主総会で決定するという形になっておりまして、詳細については我々も把握していない部分もありますので、その金額というのは申し上げることは出来ませんが、7600万円の中から、議員おっしゃるとおり当面の間は、賄っていく形になろうかと思っておりますけれども、既に現在もですね、この増資に向けてお話を進めているところもありまして、いくつかの企業さんからも、増資をしたいという話もあるところでありまして、必要な金額は、その都度増資をする形になろうかと思っております。

それから歴舟コミュニティーセンターの部分ですけれども、おっしゃるとおり、国の社会資本整備交付金を活用した形で、空き家展空き家を回収していると、国の交付金を使っているというところでございまして、ただこの空き家ももともと使われなくなったものを地域で有効に活用するための交付金ということで、基本的な大きな目的というのが、地域活性化にあるかと思っております。この会社についてもうちのまちづくりを推し進める加速するために必要な会社でありまして、地域活性化に結びつく形であるので問題ないというふうに思っております。

以上です。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

道教委の高校配置計画についてお答え申し上げます。斎藤議員からご質問あったのは4月22日の地域別検討協議会ということで、全道14管内全ての地域で順番に行っている会議です。その前振りとして、2ページのところで3月22、道教委とのWeb会議（地域連携特例校について）という部分があります。これについては、大樹町と大樹高校等、道教委の担当者みみのWeb会議でございました。道教委は、有朋高校を発信センターとして、全道27の高校に専門的な教員による事業を発信しております。今現在十勝管内で、地域連携特例校になっている学校はありません。地域連携特例校というのは地理的な条件で、統廃合が難しい学校また地域からの進学者が多い学校、もしこれに該当しますと、1間口でも生徒数が20名以下にならない場合は、存続を認めますよってというありがたい制度なんです。たまたま本年大樹高校は、入学者22名という、その状態ですが、次年度以降中卒者の人数が増えます。大樹中学校だけでも44名でありますし、近隣の町村、例年大樹高校に来てくださってます。更別村、中札内村等の中卒者も増えます。そんな状況で、町を挙げて何とか奇跡の2間口復活をしようと。9月の町議会でも菅議員が町長、本当に2間口復活なんてあり得るのかっていう、ご質問いただきましたけども、何とか町

を挙げてやろうという意気込みの中でありますので、地域連携特例校を受けますというような状態ではないと。今一生懸命PR活動をし大樹高校を盛り上げてます。今年の9月のはじめにはもう次年度の計画が発表されてしまいますので、それまで何とか頑張りますので、見てくださいということで返答を終えております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号

○議 長

日程第5 報告第1号専決処分した事項の報告についての件を議題といたします。

提出者から報告の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました報告第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。本件につきましては、専決処分した事項の報告をするもので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和2年度大樹町一般会計補正予算第13号について、専決処分を行ったので、同条第2項の規定により、報告するものであります。

1枚おめくりいただき専決処分書をお開きください。

令和2年度一般会計補正予算第13号の内容であります。歳入歳出それぞれ100万円の追加と、繰越明許費の追加であります。

内容については、総務課長から説明をいたさせることで、ご報告とし、説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

報告第1号専決処分した事項の報告について説明させていただきます。

1枚おめくりいただき、専決処分書をお開き願います。

令和2年度大樹町一般会計補正予算第13号の専決処分について、内容を説明させていただきます。

今回の補正は歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,842万1,000円とするものと、繰越明許費の追加でございます。

内容につきましては、資料で説明させていただきますので、4ページをお開き願います。

衛生費、予防費、予防接種事業委託料で100万円の増財源は全額国道支出金で、国が管理する新型コロナウイルスワクチン接種記録システムに対応するための基幹業務システム及び健康管理システムの改修委託費用を計上してございます。

以上合計で、補正額100万円の増。財源は特定財源として、国道支出金100万円の増。次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

歳出合計補正前の額90億9,742万1,000円。補正額、4款衛生費で100万円の増。補正後の歳出合計、90億9,842万1,000円。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開き願います。歳入合計補正前の額90億9,742万1,000円。補正額、15款国庫支出金で100万円の増。補正後の歳入合計、90億9,842万1,000円となるものでございます。

続きまして、第2表繰越明許費補正を説明させていただきますので、3ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正内容につきましては、繰越明許費を追加するものでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、予防接種事業、金額が100万円。新型コロナウイルスワクチン接種記録システムに対応するための基幹業務システム及び健康管理システムのシステム改修作業が令和3年度にまたがることから、繰越しを行ったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、報告の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

以上で、本件の説明を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 議案第29号

○議長

日程第6 議案第29号教育長の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第29号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、教育長の任命についての同意をお願いするもので、教育長の板谷裕康氏が今月末をもちまして任期が満了となることから、引き続き教育長として任命いたしたくご提案申し上げるものであります。

最初に議案を朗読させていただきます。

議案第29号、教育長の任命について。

大樹町教育委員会教育長の板谷裕康氏は、令和3年5月31日をもって任期満了のため、後任として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求め

記。

大樹町栄通り53番地、板谷裕康、昭和33年2月14日生まれ。

板谷氏におかれましては、現在63歳、大変お人柄も温厚高潔で、教員としての豊富な知識と経験のほか、優れた識見をお持ちであることから、引き続き教育長として本町の教育行政にお力を発揮いただきたく、ご提案を申し上げるものであります。なお、任期につきましては、本年6月1日から令和6年5月31日までの3年間です。

また、議案下段には、法律の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

提案理由の説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、大樹町議会運営基準第99条の規定により、討論を省略いたします。

これより、議案第29号教育長の任命についての件を採決いたします。

この採決は、大樹町議会会議規則第81条の規定により無記名投票によって行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長

ただいまの投票者数は、11名であります。

お諮りします。

大樹町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に寺嶋誠一君、辻本正雄君を

指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、立会人に寺嶋誠一君、辻本正雄君を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○議 長

投票用紙の配付漏れはありますか。

(なしの声あり)

○議 長

配付漏れなしと認めます。

それでは投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議 長

異議なしと認めます。

これより、投票を行います。

念のために申し上げます。

投票は、本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、投票を願います。

なお重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否とみなします。

投票用紙に可否を記載しましたら、議会事務局長に点呼を命じ、議席番号と氏名を読み上げさせますので、これに応じて順次、議長席に向かって右側から登壇し、投票を願います。

それでは点呼を命じます。

小森議会事務局長。

○小森議会事務局長

それでは、私のほうから点呼を命じます。

議席番号と氏名を申し上げますので、順次投票願います。

1番、寺嶋誠一議員。2番、辻本正雄議員。3番、吉岡信弘議員。4番、西山弘志議員。5番、村瀬博志議員。6番、船戸健二議員。7番、松本敏光議員。8番、西田輝樹議員。9番、菅敏範議員。10番、志民和義議員。11番、齊藤徹議員。

(投票)

○議 長

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

投票漏れなしと認めます。

これをもって、投票を終了いたします。

これより、開票を行います。

寺嶋誠一君、辻本正雄君の立会をお願いします。

(開 票)

○議 長

投票の結果を報告いたします。

投票者数 11 票。

そのうち、賛成 11 票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解除いたします。

(議場閉鎖)

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前 10 時 56 分

再開 午前 11 時 10 分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第 7 議案第 30 号

○議 長

日程第 7 議案第 30 号大樹町税条例等の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第 30 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町税条例等の一部改正についてをお願いするもので、地方税法等の一部を改正する法律等が本年 3 月公布されたことに伴い、大樹町税条例及び大樹町税

条例等の一部を改正する条例について所要の改正を行うため、今回ご提案申し上げるものであります。

内容につきましては、住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

議案第30号大樹町税条例等の一部改正について説明させていただきます。

まず、改正の概要について説明いたします。

今回の改正は、二条で構成されており、第1条では、大樹町税条例の一部改正を第二条では、昨年5月に議決いただきました大樹町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を行うものでございます。改正内容の主なものとしましては、町民税の関係では、非課税限度額における居住親族の取扱いの見直し、特定公益増進法人等に対する、寄附金制度における寄附金の範囲の見直し、扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止などにより、規定の整備を行ってございます。軽自動車税の関係では、環境性能割の臨時的軽減期間の延長、種別割の税率の特例の見直しなどにより、規定の整備を行ってございます。固定資産税の関係では、土地等に対して課する固定資産税の特例などにより、規定の整備を行ってございます。

それでは、条文に沿いまして、第1条から説明いたします。表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。なお、法令の改正により条例で引用している条項にずれが生じたものの改正、字句の表現方法が改められたことによる改正。など規定している内容に変更点がないものについては、説明を省略させていただきます。

1ページ、第27条、第2項は、個人の町民税の非課税の範囲についての規定でございます。均等割の非課税限度額を判定する金額を算出する際に用いる扶養親族の人数の要件について、扶養親族の範囲を、年齢16歳未満の者、及び控除対象扶養親族に限定する内容となっております。

同じく1ページ、第34条の7は、寄附金の税額控除についての規定ですが、ふるさと納税制度の見直しの内容で、2ページの第1項のイから3ページのコまで、特定公益増進法人等に対する寄附金の範囲を、寄附金の人が出資業務に限定して募集された寄附金は除くように見直す内容となっております。

4ページをお開きください。第36条の3の2、第4項は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書についての規定でございます。扶養親族申告書の電磁的方式、方法による適正なやりとりができる体制が整備されたと、所管の税務署長が認めた場合は、所管税務署長の承認を廃止する内容となっております。

同じく4ページ、第36条の3の3第4項の、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定から、6ページ第53条の9、第3項の、退職所得申告書の規定に

についても、所管税務署長の承認を廃止する内容となっております。

8ページをお開きください。附則第6条は、特定一般医薬品等購入費を支払った場合の、医療費控除の特例についての規定です。特例が適用される期間を5年間延長する内容となっております。

10ページをお開きください。附則第11条の2から15ページ、附則第15条までは、宅地などの土地の価格の特例についての規定です。令和3年度から令和5年度までを、特例の据置き期間として、土地価格の下落修正を行う措置及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続し、その上で、令和3年度に限り、課税標準額が増加した土地については、令和2年度の課税標準額に据え置く特別措置を講じる内容となっております。

15ページの附則、第15条の2は、軽自動車の環境性能割の非課税の規定でございます。軽自動車税を導入する際に、燃費基準の達成度に応じてかかる。環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減の適用期間については、本年3月31日までに取得したものが対象でありましたが、これを6カ月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする内容となっております。失礼しました9カ月でございます。

16ページをお開きください。附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定でございます。第2項からは、電気自動車、燃料電池自動車などは、軽減率を75%とする特例期間を、令和5年3月31日まで2年間延長し、また、営業用の掲示、乗用車と軽貨物車に限り、基準達成者は、特例期間を同じく令和5年3月31日まで2年間延長する内容となっております。

20ページをお開き願います。本改正条例第2条となります。昨年5月に議決をいただいた大樹町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

24ページをお開き願います。附則になりますが、第1条では、施行期日について規定しており、令和3年4月1日から施行するものとしています。一部の改正規定については、令和4年1月1日から施行するもの。令和6年1月1日から施行するものがございます。第二条では、町民税に関する経過措置について、第3条では、固定資産税に関する経過措置について、第4条では、軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第30号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第31号

○議 長

日程第8 議案第31号大樹町国民健康保険条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第31号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険条例の一部改正についてをお願いするもので、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が本年2月に公布されたことに伴い、大樹町国民健康保険条例の一部改正をお願いするものであります。

内容につきましては、住民課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

議案第31号大樹町国民健康保険条例の一部改正について条文に沿いまして説明させていただきます。表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。第7条の2は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る疾病手当金

の規定になります。本年2月13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が施行されました。改正前の条例では、新型コロナウイルス感染症は、新型コロナウイルスを指定感染症として定める等の政令により、指定感染症として規定されておりましたが、今回の法律改正で、指定感染症として定める政令が廃止され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、法的位置づけがされたことに伴い、定義規定を整備するため、条例を改正するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第31号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第32号

○議 長

日程第9 議案第32号令和3年度大樹町一般会計補正予算第1号についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第32号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町一般会計補正予算第1号をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ9,916万3,000円の追加と地方債の追加であります。内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第32号、令和3年度大樹町一般会計補正予算第1号について説明させていただきます。

今回の補正は歳入歳出それぞれ9,916万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億216万3,000円とするとともに、地方債の追加を行うものでございます。

内容につきましては資料で説明させていただきますので4ページをお開き願います。最初に総務費全体で、6,760万6,000円の増。企画費、北海道大樹高等学校活性化推進事業、負担金補助及び交付金で62万9000円の増。財源は全額一般財源で、大樹高校2間口確保に向け十勝管内中学校に対するPR強化のためのポスター、パンフレットなどを制作するための経費、及び北海道教育委員会への要請活動にかかる経費として、助成金を計上するものでございます。宇宙のまちづくり推進事業委託料から積立金まで641万9000円の増。財源は、特定財源のその他で、まちひとしごと創生寄附金が1000万円航空宇宙関連施設整備基金繰入金が2712万円の計3712万円。一般財源は、令和2年度の企業版及び個人版のふるさと納税納付金相当額の繰越金、2,699万9,000円でございます。委託料では、航空公園機能拡充のための環境調査、地質調査のほか、滑走路延伸と基本設計、射場適合認定などにかかる経費を計上し、負担金補助及び交付金では、北海道航空宇宙企画株式会社への補助金を積立金では、令和2年度末で企業版及び個人版のふるさと納税の納付金額が確定したことから、当該相当額の繰越金等を航空宇宙関連施設整備基金として積み立てるものでございます。次に諸費、行政会館等維持管理費、備品購入費で285万8,000円の増。財源は、特定財源のその他で250万円。自治総合センターコミュニティー助成事業助成金が決定したことから、行政会館及び福祉センターに配置する折り畳みテーブルなどを購入するものでございます。次に、衛生費、予防費、新型コロナウイルス対策事業報酬から委託料まで、4万2000円の増。新型コロナウイルスワクチン接種業務に伴う会計年度任用職員、2名増に伴う報酬から共済費までの増と委託料では、医療体制加算分の委託料を、管内の加算の状況等を考慮し、減とするものでございます。次に5ページにかけまして教育費全体で3,151万5,000円の増。最初に生涯学習センター費、生涯学習センター運営費、需用費で129万8,000円の増。生涯学習センターオークホール及びコスモスホール内空調設備の溶液ポンプが故障し、同機器は学習センター建設時からの使用で、24年が経過し耐用年数20年も超過してい

ることから、交換による修繕を行うものでございます。5ページに移りまして、体育施設費、海洋センター維持管理費、工事請負費で、3,021万7,000円の増。財源は、特定財源の地方債が1,060万円、その他で海洋センター修繕助成金が1,960万円。一般財源は1万7,000円。海洋センターアリーナの暖房設備、外壁改修、アリーナ及び武道館の調光式LED照明設備改修費を計上してございます。以上合計で、補正額9,916万3,000円の増。財源は特定財源として、国道支出金3万2,000円の増。地方債で1,060万円の増。その他5,922万6,000円の増、特定財源の合計は6,985万8,000円。一般財源は2,930万5,000円の増。

次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開き願います。歳出合計、補正前の額95億300万円。補正額、2款総務費から10款教育費まで、9,916万3,000円の増。補正後の歳出合計、96億216万3,000円。

続きまして歳入を説明させていただきますので、1ページをお開き願います。歳入合計補正前の額95億300万円、補正額、13款分担金及び負担金から22款町債まで、9,916万3,000円の増。補正後の歳入合計96億216万3,000円となるものでございます。

次に、第2表地方債補正を説明させていただきますので3ページをお開き願います。補正の内容は、地方債の追加でございますが、起債の目的は、緊急防災減災事業、限度額が1,060万円。海洋センターの施設改修事業として借入れを行うもので、起債の方法利率及び償還の方法につきましては、他の起債と同様でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

12ページの企画費なんですけども、委託の関係です。

企業版ふるさと納税PR業務北海道スペースポートPR業務。この委託先はどこなのか知りたいです。

それと、航空公園機能拡充基本設計等の業務なんですけども、等って書いてあるので、ほかの業務あるんですけどその辺の詳細について聞きたいと思います。

もう1点は、その下の負担金なんですけども、北海道大樹高等学校活性化推進協議会、この助成金60万9000円なんですけども、十勝管内のPR活動とかポスター、パンフレット、リーフレットをつくるんですけども、具体的に、先ほど行政報告でもありましたように、もう奇跡の2間口復活っていうことで町を挙げてやるんだということ先ほど教育長からも

答弁いただきたいんですけども。道教委は、9月には新たな方向性を出されるんですけども、遅くても、7月、夏休み入る前には、要請活動等、真剣にやらないと本当大変な状況と思うんですよ。大樹中学校については今年は44名対象者。それでいくと南十勝も今年が多いほうなんです。今年のチャンスを逃すと、本当に1間口で終わっちゃうのかなということですのでそれについてどうなんかを聞きたいと思います。

もう1つ気になるのは、今、十勝管内では1校もないんですけども、仮に道教委としては、地域連携特例校を何か進めとるように聞いてるんですけども、実際それが実施になった場合、うちの高校ではどのような、事業体制、職員体制だとか、どういうことになるのかそれについてお聞きしたいと思います。

○議 長

大塚企画商工課参事。

○大塚企画商工課参事

委託料の企業版ふるさと納税PR業務と北海道スペースポートPR業務なんですけれども、企業版ふるさと納税PR業務につきましては、現在、2022年度に、LG1射場及び滑走路延伸等に着工したいと考えておりました、概算事業費等10億程度を想定しております。そのうちの2分の1を国の交付金、2分の1を5億円を企業版ふるさと納税などによる寄附で賄いたいと考えておりました、国への、地方創生交付金の申請時期などを考えますと、年内に5億円程度の規模集まらなければならないという状況になっておりました、この5億円の寄附の集めるということに積極的に企業に働きかけなければいけないというところで、4月に設立しました先ほどありましたスペースコタン社の力を借りて道内の企業に積極的に働きかけていきたいと考えておりました、そのためのインセンティブとして、企業から集めた寄附金の3%を成果報酬として支払いたいということを考えております。委託先としては、スペースコタン社を考えております。それから北海道スペースポートPR業務110万円につきましても、これもですね国内外のロケット会社、今度は利用者のほうの働きかけ開拓も積極的にしなければならぬと。せっかくつくってもですね、利用者がいないということであればどうしようもないというところですので、そういった面からホームページでのPR、展示会への出展、新規利用者の獲得に向けて、こちらもスペースコタン社に対して委託したいと考えております。それから航空公園機能拡充基本設計等業務、2,277万円というところですけども、先ほど説明させていただいたとおり、なんですけれども、基本設計、LG1射場のと、それから滑走路延伸の基本設計の部分、それから、LG1射場につきましてはロケットの射場ということで、国の内閣府が定める適合認定を受けなければならないというところがありますので、そのための技術的な検討なども含めて、我々ではなかなか出来ないところを委託するというところの内容になっております。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

大樹高等学校活性化協議会の負担金の関係でございますけども、今回の補正につきましては、大樹高校の2間口復活に向けた取組の一環としての補正でございます。その中では要請活動に伴う旅費を計上させていただいております、札幌2回分の旅費を計上させていただいております。先ほど齋藤議員からもご指摘ありましたとおり、要請活動につきましては、早い段階で実施していきたいと考えているところでございます。また、今回の補正の中には、学校案内のパンフレットで大樹高校の魅力を前面に出し、生徒や保護者に興味を持ってもらうよう作成するという形にしておりまして、南十勝の中学校はもちろん帯広の市内の大樹高校への通学が可能と思われる中学校への配布も行うという形で、今回の補正で計上させていただいておりますので、よろしくお願いたいと思います。

以上です。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

今本町の活性化協議会の主管をしております企画課の伊勢課長から説明がありましたが、3月末にも、危機感があるということで、町長から招集がかかりました。その中で、やっぱり数は力だということで、要請活動に漁協の組合長、農協の組合長も「町長、一緒に行くぞ」という力強い言葉をいただいております。ただ、コロナ禍でなかなか大変札幌のほうはあまり来てほしくないという状況もあります。また、道教委の体制が、新教育長が6月に就任されるということもあまして、その頃合いを見計らってということになります。齋藤議員ご指摘のように、今年はラストチャンスでございます。それで、大樹中学校の長江校長中心にですね、南十勝の今現在の進路希望、大樹高校第一希望、どれぐらいいるんだということを調査してございます。2月末で17名、大樹高校を第一希望としてくれる他町村の中3がおるといことです。地元大樹中は44名おりますから、そのうち最低でも24名大樹高校を希望すると41名で2間口確保とこういう見通しを持っております。それで、大樹高校の前田校長を中心にですね、大樹高校の良さを本当に知ってもらう。他町村としてみれば通学費は、ただでございますし、お母さん方弁当づくり大変な中、希望者には給食も提供すると。またインターハイのときも他町村ではなかなか出来てない支援もしますよ。あと1番の売りが、学校自体が非常に落ちついていると。そういう良さをやっぱ浸透させる必要があるなあとということでございます。それで、7日の日に大樹町のPTA連合会の総会がございましたが、その中で、例年であれば、9月に実施されてます文教懇談会を7月6日に開催し、全PTA会員を対象に前田校長の話を聞こうというような計画も立ってございます。

あと齋藤議員のほうから、地域連携特例校のメリットデメリットについて、ご質問がありました。教員配置については、1名減になってしまいます。その代わり、有朋高校には、優秀な専門教員がたくさんおりますので、選択科目についてはかなり質の高い事業を受け

ることができるというメリットはあります。ただ、皆さんご承知のとおりそういうICTの活用も大事ですが、やはり対面授業ってのが非常に大事だということで、2間口維持に頑張っていきたいと思います。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それではちょっと気になるのは、例えば委託料の関係ですけども、企業版ふるさと納税PR業務、北海道スペースポートPR業務。両方とも新しく出来たスペースコタンで任せるってことなんですけども、でも昨年からHAPっていう会社もありますよね。HAPを資金集めにPR業務してるんですけども、その辺の兼ね合いってどうなってるのか、1つ聞きたいんですけども。

もう1つ、高校の関係ですけども、ポスター配布等をするんですけども、北海道に要請2回ほど行くっていう説明を受けたんですけども。こういう言い方はちょっときついですけども北海道教育委員会はいくまでも数字で、結論を言うてくるんですよね。それだったら、要請2回あるのであれば、特別職それぞれこぞって、各中学校1個1個も回るほうがより良いじゃないかと思うんです。そういうことをお願いしたいんですけどそれについてどうでしょうか。

○議 長

大塚企画商工課参事。

○大塚企画商工課参事

HAPとのかかわりの部分ですが、HAPにつきましては、スペースコタンが出来ましたけれども、引継ぎ期間として当面の間、は、おおむね半年程度を存続させるということで、基本的には、HAPの機能というのは、引継ぎをして、終了するという方向に向かうと考えておりますので、基本的な今回の委託については、スペースコタンのほうでやっていくというふうな形で考えております。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

やはり足で稼ぐってのは非常に大事だと思っております。

私も、教育現場出身というメリットを生かしながらですね、知り合いの校長、現職の方も多いものですから、高校の校長とともに一生懸命足を運びたいと思っております。大樹高校の前田校長は、3月まで、鹿追高校の教頭をされていました。鹿追高校ご存じの通り、見事、入学者を増やしております。その経験を生かして、手にとってわかりやすいパンフレットをつくりたいという要望があって、その要望を町長はじめ担当の企画のほうで認め

ていただいて、早めにつくろうと、なるべく行き渡るように、数多くしようということで今考えているところでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ということはHAPは、この6カ月をもって解散するとこれはもう間違いありませんね。引継ぎの段階6カ月かかるってことでこれも間違いなく解散して、うちの職員はちゃんとやっぱり戻るっていう、捉え方でよろしいんですね。

もう1つ気になるのは、要するに3%の手数料っていう、先ほど説明を受けたんですけど、通常民間の場合は約1割近くなんですよね。3%にした根拠は何なのか、それについて聞きたいと思います。最後に要するに基本設計等の業務なので、多分、先行の資金は目処がついたので、基本設計に入ると思うんですけども、実際やるとしたら、実施設計総事業請負工事費ってどのぐらい見てるのか、それについて最後聞きたいと思います。

○議 長

大塚企画商工課参事。

○大塚企画商工課参事

HAPなんですけれども前からご説明させていただいているとおり、基本的には引継ぎ期間として当面の間存続させていただきたいということで、説明させていただいております。現状では半年程度でということで、そのあと改選のための手続などの法的な処理もありますので、相当程度の期間は必要ですけれども、基本的には半年程度で、今のところはそういう解散するという方向で考えております。

それから、企業版ふるさと納税PR業務の手数料として3%というところなんですけれども、おっしゃるとおり当初予算で計上した同様な企業版ふるさと納税PR業務、こちらはJTBのほうに委託するんですけれども、こちらは10%ということになっております。ただいろんなものもありまして個人版ふるさと納税のふるさとチョイスの手数料については、5%ということもありまして、明確な根拠というのはないところではありますけれども、そういったことを勘案して3%ということを決めております。

それから、実施設計など全体の工事費がいくらになるのかということだと思いますけれども、その概算というか金額をこれから決めていくというところで、基本設計の中で金額を詰めていくという段階となっておりますので、これからですけれども、今のところの目処としては、前からご説明させていただいてる形ではまず第1段階では10億程度の事業規模を目指しその半分を寄附で賄いたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

ットは学校単位ではなくて、生徒単位で配る予定にしておりますので、南十勝の中3生はもとより、帯広市内の学校でも大樹高校に通える中学校については、中3の生徒全員に今回作成するパンフレットを配る予定にしておりますので、取り組みについては、どちらかということではなくて、今必要なのは両方やっていくということだということでご理解をいただきたいと思います。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

町長が言われた、道教委の決定が秋で、例えば、大樹高校に進学希望者が、それ以降も増えて41人を超える状況があってもこの1間口2間口の話はもう9月にガチッとかよかったらもう開かないってことなんですよね。可能性がないというふうに理解をしなくちゃならんと。そしたら、半年勝負ないですね。長短期な話になりますので、そこは我々もご理解をして、そういう取り組みをした、しなきゃいけないんじゃないというふうに思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これより、議案第32号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第10 議案第33号

○議 長

日程第10 議案33号財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第33号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするものであります。

取得しようとする財産の種類は、物品。

名称は、トラクター。

数量は、一式。

取得金額は、1,298万円。

取得の方法は、北海道市町村備荒資金組合車両譲渡事業による譲渡。

取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目。北海道市町村備荒資金組合、組合長、棚野孝夫であります。

北海道市町村備荒資金組合車両譲渡事業は、市町村が必要とする車両等を、備荒資金組合が肩代わりする形で購入し、市町村は、組合との譲渡契約により譲渡を受け、その代金を7年以内以内支払う制度であり、本件に係る債務負担行為は、当初予算でお認めいただいているところであります。

参考として、納入期限は令和4年3月31日仕様概要は記載のとおりであり、支払い期限は7年で、備荒資金組合の契約の相手方は、広尾郡大樹町字下田駅189番地。日本ニューホランド株式会社大樹営業所、所長、斉藤良昭であります。

なお、議案下段に、条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第33号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第34号

○議 長

日程第11 議案第34号財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第34号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするものであります。

取得しようとする財産の種類は、物品。

名称は、除雪ドーザ。

数量は、一式。

取得金額は、3,025万円。

取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約。

取得の相手方は、広尾郡大樹町鏡町1番地42。有限会社三浦自動車工業、代表取締役、三浦義次であります。

参考といたしまして、納入期限は、令和4年3月31日で、仕様概要は記載のとおりであります。

なお、議案下段に、条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第34号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 選任第1号

○議 長

日程第12 選任第1号常任委員会の選任についての件を議題といたします。

常任委員会の委員の選任は、委員会条例第6条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することの事となっております。

これより、各常任委員会委員を指名いたします。

総務常任委員会の委員に、菅敏範君、安田清之、西田輝樹君、船戸健二君、村瀬博志君、寺嶋誠一君。

経済常任委員会の委員に、志民和義君、松本敏光君、齊藤徹君、西山弘志君、吉岡信弘君、辻本正雄君。

広報広聴常任委員会の委員に、松本敏光君、齊藤徹君、船戸健二君、西山弘志君、辻本正雄君、寺嶋誠一君。

以上のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれ常任委員会委員会の委員に選任することに決しました。

この際、各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選を行うため、これより、休憩をいたします。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時29分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元にまいりましたので、報告申し上げます。

総務常任委員会の委員長に、西田輝樹君、副委員長に、船戸健二君。

経済常任委員会の委員長に、志民和義君、副委員長に、松本敏光君。

広報広聴常任委員会の委員長に、辻本正雄君、副委員長に、西山弘志君がそれぞれ互選されました。

◎日程第13 選任第2号

○議 長

日程第13 選任第2号議会運営委員会の選任についての件を議題といたします。

議会運営委員会の委員の選任は、委員会条例第6条第2項の規定により、議長が議会に諮って指名することとなっております。

これより、委員を指名いたします。

議会運営委員会に志民和義君、菅敏範君、西田輝樹、齊藤徹君、辻本正雄君、寺嶋誠一君。

以上6名を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会の委員に選任することに決しました。

これより、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選を行うため、休憩をいたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時40分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告いたします。

議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われその結果が手元に参りましたので報告申し上げます。

議会運営委員会の委員長に、菅敏範君、副委員長に、寺嶋誠一君がそれぞれ互選されました。

◎閉会の宣告

○議 長

これで本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

よって、令和3年第2回は町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 1時41分